

1 ■129■ 補強法則の意義

2 ◎証拠法分野の最後のトピックは補強法則。

3 *補強法則の根拠条文(憲法と刑訴法)は?

4
5 *補強法則は証拠能力ではなくて、何?

6 () の () を制限するもの

7
8 *補強法則が認められるべき根拠は、大きく2つある。何と何?

9
10
11 ・そのうちの1つ目に関連する301は何と規定している?

12
13
14 ●憲法第38条第3項の「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」という規定は、自白の証明力に対する自由心証を制限したものである。(司)

17
18
19 ■130■ 補強の範囲①

20 ◎自白内容のどこからどこまでを補強する(自白以外の他の)証拠があればよいか。

21 *実質説とは?

22 *形式説とは?

23
24
25 ・形式説には3つのヴァリエーションがある。それぞれどのような内容?

26 ①

27
28 ②

29
30 ③

31
32 ・判例は何説に立っているのだろうか?

33
34
35
36 ●被告人は、被害者A所有の現金50万円を窃取した事実で窃盗罪により起訴された。捜査・公判段階における被告人の自白以外には、被害者A作成の現金50万円についての盗難被害届しか証拠が存在しない場合、被告人を有罪とすることは許される。(司)

37
38 ●被告人は、盗品の時計を、それが盗品であることを知りながら、有償で買い受けた事実で盗品等有償譲受けの罪により起訴された。捜査・公判段階における被告人の自白以外には盗難被害者C作成の当該時計についての盗難被害届しか証拠が存在しない場合、被告人を有罪とすることは許される。(司)

39
40
41 ●被告人は、被害者Dに暴行を加えて金員を強取し、その際、同暴行により被害者Dに傷害を負わせた事実で強盗致傷罪により起訴された。捜査・公判段階における被告人の自白以外には、被告人から暴行を受けて傷害を負った事実についての記載しかない被害者Dの供述調書しか証拠が存在しない場合、被告人を有罪とすることは許される。(司)

42
43
44
45
46
47
48
49

1 ■131■ 補強の範囲②

2 ◎「罪体」という概念をちゃんと理解すれば大丈夫。あとは刑法解釈の問題。

3
4 ●被告人は、公安委員会による運転免許を受けないで普通乗用自動車を運転した事実で道
5 路交通法違反の無免許運転の罪により起訴された。捜査・公判段階における被告人の自
6 白以外には、被告人の運転行為を目撃した旨の目撃者Bの供述調書しか証拠が存在しな
7 い場合、被告人を有罪とすることは許される。(司)

8
9
10 ■132■ 補強証拠の証明力

11 ◎特に問題ないだろう。

12
13
14 ■133■ 補強証拠の適格性

15 ◎被告人に由来する供述証拠の適格性について「生きた法」の理屈をチェック。

16
17
18 ■134■ 共犯者たる協同被告人を証拠にする方法

19 ◎ここは【135】以降の前提知識を述べた箇所。手続の「分離」とか「併合」といった概念
20 を、具体的イメージを伴わせてよく理解。

21
22
23 ■135■ 共犯者たる共同被告人の証人適格・共犯者供述の証拠能力

24 ◎証人尋問権と黙秘権が対立しかねないところをどう対処するかということがポイント。
25 ◎ここで扱う議論は、問題に出たときに実際に書くのが大変なので、よく慣れておこう。

26
27 ●被告人甲及び乙に対して別個に公訴提起がなされた。弁論併合後に、弁論を分離した上
28 で甲を乙に対する被告事件の証人として尋問することは、証人となった甲に黙秘権が認
29 められないにもかかわらず、尋問の結果作成された甲の証人尋問調書は刑事訴訟法第
30 322条の要件を満たす限り、甲の被告事件においても証拠能力を取得することとなり、
31 結局甲の黙秘権保障に反する結果となるから、許されない。(司)

32 ●被告人甲及び乙に対して別個に公訴提起がなされた。弁論併合前に、甲に対する関係で
33 取調べ済みの証拠は、弁論併合により、その効果として、乙に対する関係でも証拠とな
34 る。(司)

35 ●被告人甲及び乙に対して別個に公訴提起がなされた。弁論併合後に、検察官が証拠調べ
36 請求し、裁判所に採用されて取り調べられた証拠であっても、甲又は乙の一方に対する
37 関係でのみ証拠となる場合がある。(司)

38 ●被告人甲及び乙に対して別個に公訴提起がなされた。弁論併合後に、検察官が甲及び乙
39 以外の者の検察官面前調書を証拠調べ請求し、甲の弁護人が同意、乙の弁護人が不同意
40 の意見を述べた場合は、弁論を分離しない限り、裁判所は、甲に対する関係でも、この
41 検察官面前調書を証拠として採用し、取調べをすることはできない。(司)

42 ●被告人の公判廷外の自白には、補強証拠が必要とされるから、補強証拠がない場合には、
43 公判廷外の自白を録取した書面の証拠能力は否定される。(フ)

44 ●被告人には黙秘権の保障があり、かつ、宣誓及び偽証罪の制裁を欠くのであるから、乙
45 を被告人とする贈賄被告事件の公判調書中、被告人としての乙の供述を録取した部分
46 は、甲を被告人とする収賄被告事件において、刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁
47 判官の面前における供述を録取した書面」には該当しない。(司)

48 ●最高裁判例によると、共同被告人は、被告人との関係においては、被告人以外の者であ
49 って、被害者その他の純然たる証人とその本質を異にするものではないから、共同被告

1 人の検察官に対する供述調書は、刑訴法 321 条 1 項 2 号にいう「検察官の面前における
2 供述を録取した書面」に当たる。(司)

3
4
5 **■136■ 共犯者供述と補強法則**

6 ◎【134】をさっと聴いてから【136】を学ぼう。

7 ◎共犯者供述にも補強法則を要すると解すべきだろうか？

8 *解釈問題としては、刑訴法の何条何項の何という文言の類推適用が問題になるか？

9
10
11 *判例は類推適用を否定しているが、何と説明しているか？

12
13
14 *類推適用を肯定する見解は、どのような理由を挙げているか？

15
16
17
18 ・テキストには書かなかったが、以下の理由も挙げられることが多いので紹介し
19 ておく。問いかけの形式にしておくので考えてみよう。

20 *類推適用を認めないと、次のようなおかしいことになる。

21 否認している被告人は、共犯者供述があるので、有罪？無罪？

22 自白している共犯者は、自分の自白しかないのに、有罪？無罪？

23
24 ◎共犯者供述には補強証拠適格（補強証拠となる資格）があるか？

25 *判例は補強証拠適格を認める。理由は？

26
27
28
29 *補強証拠適格を認めない見解もある。理由は？

30
31
32